

新しい介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)のお知らせ

平成28年4月から始まります!



高齢者の生活を支えるための地域づくり

介護や生活支援を必要とする高齢者や、単身生活者や高齢者のみの世帯が増える中、生活の継続に必要な買い物や掃除の支援、高齢者が生きがいを持って参加できる活動が、これまで以上に必要になると見込まれます。このため、従来の訪問介護（ホームヘルプ）や通所介護（デイサービス）だけではなく、地域住民が実施する取り組みも含めた、多様な担い手による高齢者の支援体制を、地域の中に作っていくことが必要になっています。

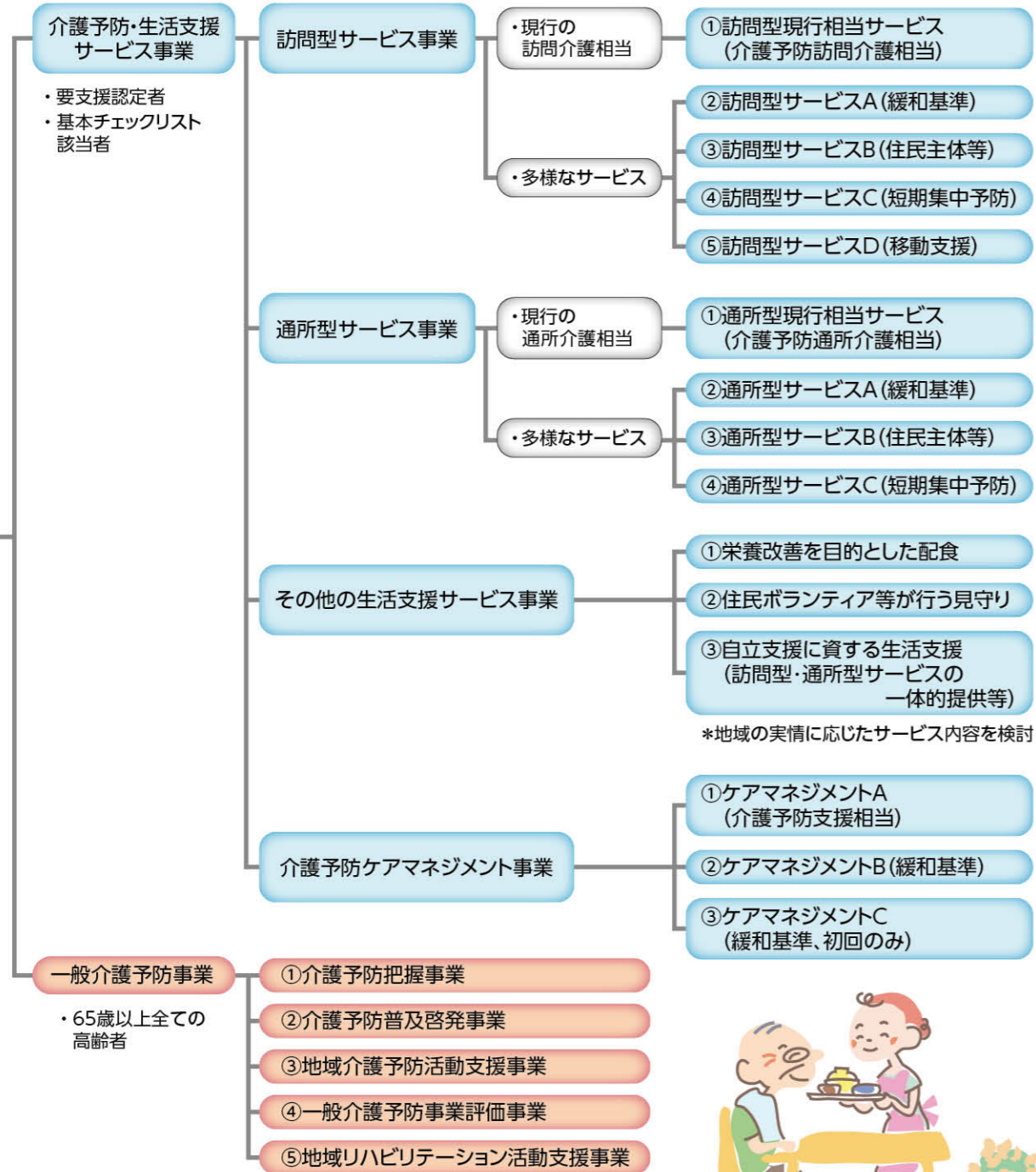
対象者

- 介護予防・生活支援サービス事業 …… 要支援認定者と基本チェックリスト該当者
- 一般介護予防事業 …………… 65歳以上全ての高齢者

特徴

- 事業構成の変更**
予防給付の通所介護と訪問介護の切替、現行の介護予防事業の移行など
⇒ 新しい総合事業へ ※要支援認定者の方は、当該年度の認定更新後から切り替えになります。
- 多様な事業主体によるサービスの展開**
今後、元気な高齢者を含む地域住民、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合など様々な団体・個人を支援し、高齢者が住み慣れた地域で、その一員として暮らし続けられるよう、サービスの充実を図ります。
- 高齢者の社会参加と社会的役割**
元気な高齢者自身が介護予防の場に参加・活動することで社会的な役割を持ち、そのことが「生きがいと介護予防」につながることを目指します。

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



詳しくは、お住まいの「地域包括支援センター」にご相談ください。

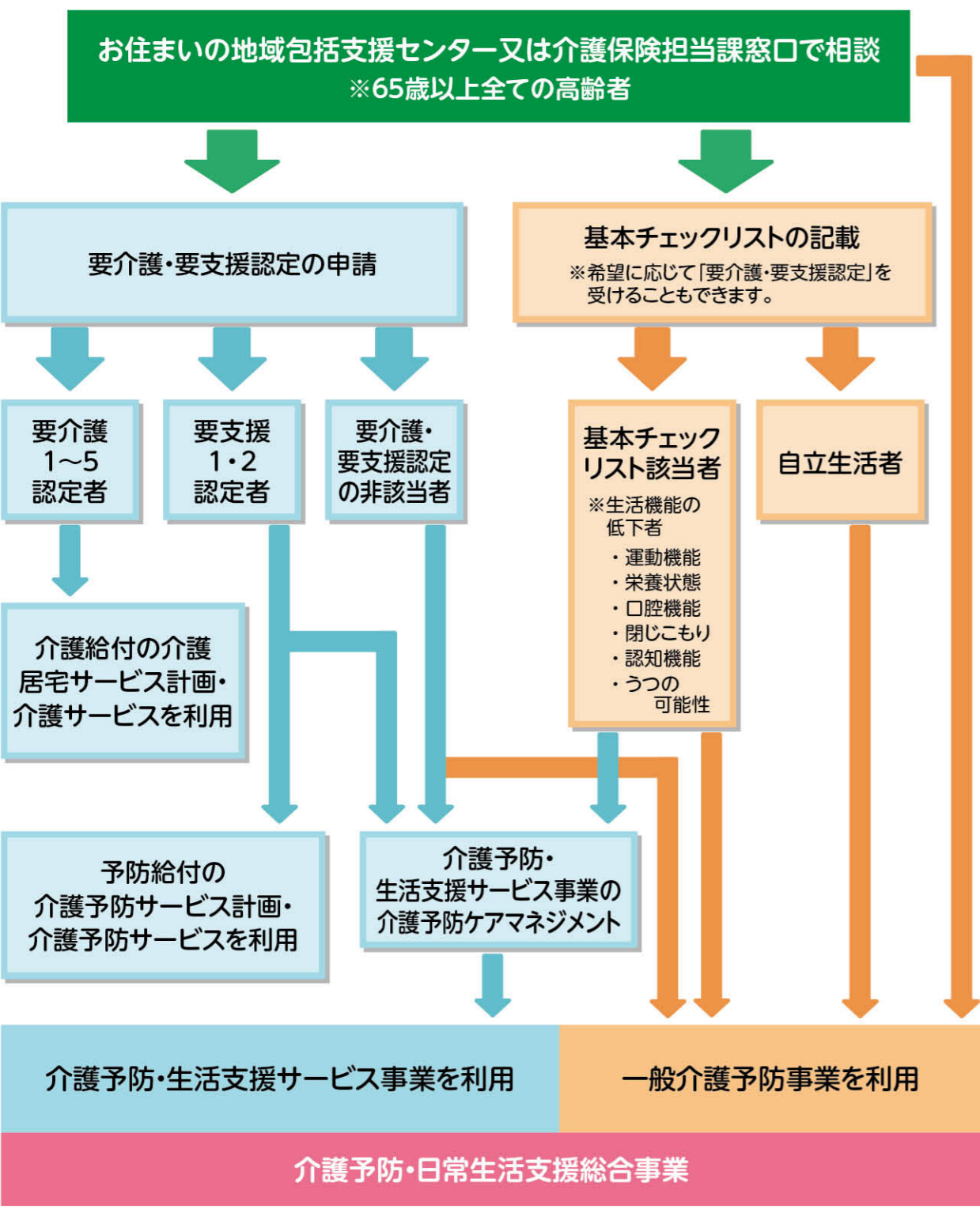
名称	所在地	電話番号	FAX 番号
砺波市地域包括支援センター	〒939-1398 砺波市栄町7-3 砺波市役所高齢介護課併設	0763-33-1111	0763-33-7622
総合病院地域包括支援センター「街なか包括」	〒939-1395 砺波市新富町1-61 市立砺波総合病院内	0763-32-3317	0763-33-1591
小矢部市地域包括支援センター	〒932-0821 小矢部市鷺島15 総合保健福祉センター健康福祉課内	0766-67-8605	0766-67-8602
南砺市地域包括支援センター	〒939-1898 南砺市蛇喰1009 井口行政センター内	0763-23-2034	0763-64-2550

砺波地方介護保険組合

〒939-1392 砺波市栄町7-3 TEL.0763-34-8333 FAX.0763-34-8334

介護予防・日常生活支援総合事業の利用の流れ

本事業には、要支援認定者と基本チェックリスト該当者が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上全ての高齢者が利用できる「一般介護予防事業」の2種類があります。



介護予防・日常生活支援総合事業の内容と対象者

1 介護予防・生活支援サービス事業

対象者 要支援認定者に相当する方

- ① 要支援認定者 ② 基本チェックリスト該当者

事業名	内容
訪問型サービス事業	掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
訪問型現行相当サービス	・訪問介護員による身体介護、生活援助（現行の訪問介護と同様）
訪問型サービスA	・介護事業者の従事者による生活援助
訪問型サービスB	・住民主体の自主活動として行う生活援助
訪問型サービスC	・保健師等による居宅での相談指導など
訪問型サービスD	・移送前後の生活支援
通所型サービス事業	機能訓練や集いの場など、日常生活上の支援を提供
通所型現行相当サービス	・介護職員等による生活機能向上の機能訓練（現行の通所介護と同様）
通所型サービスA	・介護事業者の従事者によるミニデイ・運動・レクリエーションなど
通所型サービスB	・住民主体による体操・運動の活動、自主的な通いの場など
通所型サービスC	・専門職による生活機能改善のための運動器機能向上等のプログラム
その他の生活支援サービス事業	栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供 ・栄養改善を目的とした配食 ・住民ボランティア等が行う見守り ・訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援
介護予防ケアマネジメント事業	上記のサービスが適切に提供できるようケアマネジメントを実施

※基本チェックリスト該当者は、要支援認定者に相当する状態の方です。
 ※基本チェックリストは、支援が必要と市や地域包括支援センターに相談に来た方に対して、簡便にサービスにつなぐためのものです。
 ※訪問看護や福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要があります。

2 一般介護予防事業

対象者 65歳以上全ての高齢者及びその支援のための活動に関わる方

事業名	内容
介護予防把握事業	収集した情報の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を把握し、介護予防活動へつなげます。 ・基本チェックリストによる相談、健康相談訪問事業など
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及、啓発を行います。 ・介護予防健康教育事業、介護予防教室、閉じこもり予防教室など
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成、支援を行います。 ・体操教室、サロン事業、介護予防サポーター養成事業など
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行います。
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所・訪問・地域ケア会議・住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施します。